

皆様と未来につながる明日を

DISCLOSURE 2025

いつもおそばに あんしん どうしん



皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和6年度第70期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

佐賀東信用組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

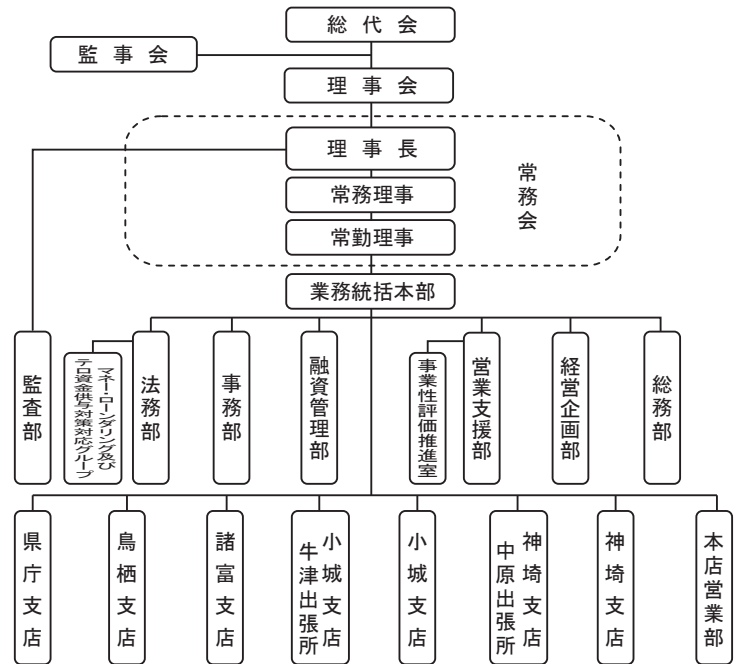
令和7年7月

佐賀東信用組合
理事長／芹田 泉

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和30年3月28日／神埼信用組合設立登記
- 昭和30年4月1日／神埼信用組合営業開始
- 昭和30年5月16日／小城信用組合設立登記し営業開始
- 昭和46年9月8日／諸富支店開設
- 昭和53年10月1日／神埼、小城両信用組合が合併し佐賀東信用組合と名称変更（本店、小城支店、牛津支店、諸富支店）
- 昭和54年6月1日／佐賀支店開設
- 昭和58年4月7日／佐賀市に本店社屋を新築移転し営業開始（本店、神埼支店、小城支店、牛津支店、諸富支店）
- 昭和59年8月13日／自営による預金オンライン開通、全銀システム加入
- 昭和60年2月12日／自営による融資オンライン開通
- 昭和61年6月10日／諸富支店新築移転
- 平成3年10月1日／鳥栖信用組合と合併し地区拡張
- 平成8年1月16日／信組情報サービス（SKC）加入
- 平成9年5月23日／多久市全域への地区拡張
- 平成9年10月1日／中原支店開設
- 平成12年3月6日／デビットカード取扱開始
- 平成12年4月1日／郵貯とのATM提携開始
- 平成13年12月4日／小城支店改築オープン
- 平成17年3月28日／佐賀栄城信用組合と合併
- 平成18年3月1日／相互入金業務の取扱開始
- 平成18年10月16日／他行カード振込業務の取扱開始
- 平成24年3月9日／本支店間ネットワーク（shs.Net）導入
- 平成27年12月1日／印鑑照合システム導入
- 平成30年8月6日／神埼支店新築移転
- 令和元年9月24日／中原支店を出張所に変更し、神埼支店内に移転
- 令和元年11月18日／牛津支店を出張所に変更し、小城支店内に移転
- 令和4年11月4日／電子交換所稼働開始
- 令和4年11月14日／とうしんビジネスバンキング運用開始

事業の組織



役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）

理事長／芹田 泉	理事／山本 康德（※）
常務理事／藤瀬 秀利	理事／井本 裕（※）
常勤理事／井上 晃	理事／田中 信博（※）
理事／牟田 正明（※）	常勤監事／田中 誠二
理事／福岡 桂（※）	監事／牟田 清敬
理事／西村 秀樹（※）	員外監事／峰 悦男

令和7年6月30日現在

注) 当組合は、職員出身者以外の理事 6 名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業方針

■基本方針 地域の発展に奉仕します

組合員の経済的地位の向上と地域の発展に寄与します。協同組合組織の金融機関として、その社会的使命を十分に認識し、法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備を図るとともに、地縁、人縁の特性を生かして地域社会に密着し勤労者、中小零細企業の金融円滑化と地域社会の発展に寄与します。

■経営方針 堅実経営に徹します

堅実経営に徹し、法令遵守（コンプライアンス）を重要方針の一つと位置付け組合員の信頼に応えます。

基本方針に沿って営業活動を実践し、資産内容の充実と自己資本の強化により堅実経営を推進します。

組合員の推移

(単位：人)

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末
個 人	11,170	11,240
法 人	984	997
合 計	12,154	12,237

令和6年度は、ウクライナとロシアによる紛争の長期化に加え、中東情勢の緊迫化、資源価格の変動などが続き、世界的にインフレと景気減速リスクの双方が意識される年となりました。こうした環境の下、米国をはじめとする主要国の中央銀行はインフレ抑制のための金融引き締め効果と経済への副作用のバランスを見極めながら政策運営を続けました。米連邦準備理事会（FRB）や欧州中央銀行（ECB）は、段階的な利下げを実施する局面に入りました。中国では景気減速傾向が強まる中で金融緩和姿勢を強めるなど、世界各国で金融政策の方向性が分かれる状況となりました。

わが国においては、令和6年3月の金融政策決定会合において、日本銀行が「マイナス金利政策」の解除を決定し、同時にイールドカーブコントロール（YCC）を撤廃、令和6年7月と令和7年1月に利上げを実施しました。長らく続いた異次元の金融緩和に一区切りつけられ、金融正常化策が進み、市場では金利や為替の先行きに対する注目が一段と高まる展開となりました。

以上のように、令和6年度は、引き続き金融環境の変化と不確

実性の高い年でありましたが、当組合は業績の安定化と経営の健全化に努めてまいりました。

その結果、貸出金については、期中平均残高が360億円と前年度比24億円の増加、預金積金については、期中平均残高は776億円と前年度比52億円の増加となりました。利益面におきましては、コア業務純益において255百万円、当期純利益において94百万円となり、いずれも令和6年度事業計画目標を達成することができました。

自己資本比率につきましては、前年度比0.62ポイント上昇の8.07%となり、国内銀行が求められる4.0%を大きく超える水準を維持しております。不良債権比率は金融再生法基準で前年度比1.08ポイント低下の5.65%となりました。

当組合は令和7年3月28日に創立70周年を迎えました。今一度「原点回帰」で地域社会に根ざした金融機関としての役割を果たし、さらなる業績の向上を目指すとともに、組合員・お客様の信頼に応えるべく全役職員が一丸となって努力を続けてまいります。

総代会について

信用組合は、協同組合組織による組合員の相互扶助と地域・業域・職域の密着を理念とした金融機関です。

当組合は地域信用組合で、地域での金融の円滑化と経済的地位の向上に寄与することを経営の基本としています。

※地域となる営業区域はP.29「地区一覧」に掲載しています。

信用組合の根拠法

●中小企業等協同組合法 ●協同組合による金融事業に関する法律

■組合員の資格

組合員資格は、中小企業等協同組合法および定款により次のように定められています。加入資格のある方はいつでも当組合の承諾を得て組合員となることができます。

- (1)当信用組合の営業区域内において事業を行う小規模事業者
※事業の規模については業種別に要件があります。
- (2)当信用組合の営業区域内に住所又は居所を有する者
- (3)当信用組合の営業区域内において勤務に従事する者
- (4)当信用組合の営業区域内において事業を行う事業者の役員およびこの組合の役員

■総代会の仕組みと役割

組合員の要望・ご意見などは、組合員で構成される総会を通じて信用組合の運営に反映され、組合員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ちます。

組合員の総数が200人を超える信用組合は、総会に代えて総代会を設けることができ、当組合は総代会制度を採用しています。

総代会は総代で組織され、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

■総代の選任方法、任期、定数等

総代は、定款や総代選挙規程の定めに基づき組合員の中から選挙で選ばれ、任期は3年です。

当組合の総代定数は「100人以上130人以内」と定款で定めており、令和7年3月31日現在の組合員数は12,237人で、現在の総代数は104人です。

当組合では、総代会に限定することなく、顧客満足度アンケートや日常の営業活動を通じて、総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代会について

■総代会の決議事項等の議事概要

第70期通常総代会（令和7年6月24日開催）では、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

【報告事項】

1. 監事監査報告
2. 第70期（令和6年度）事業報告および貸借対照表、損益計算書報告の件

【議決事項】

- 第1号議案 第70期（令和6年度）剰余金処分案承認の件
 第2号議案 第71期（令和7年度）事業計画及び収支予算書案承認の件
 第3号議案 任期満了（理事・監事）に伴う役員（理事・監事）選任の件
 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
 第5号議案 組合員除名の件

■総代の選挙区・定数・総代数

（単位：人）

業務区域	選挙区	選挙地区名	定数	総代数
本店	第1区	佐賀市 （諸富町、川副町除く）	25	24
神埼支店	第2区	神埼市 神埼郡 三養基郡（基山町除く）	30	30
小城支店	第3区	小城市 多久市 杵島郡江北町大字惣領分	30	30
諸富支店	第4区	佐賀市諸富町 川副町	10	10
鳥栖支店	第5区	鳥栖市 三養基郡基山町	5	5
県庁支店	第6区	県庁職員等	5	5
合 計			105	104

令和7年6月24日現在

※総代氏名は、各営業店の窓口に備え置きしております。



経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資 産 の 部)	令和5年度	令和6年度
現 金	923,421	806,892
預 け 金	24,776,244	26,178,497
有 価 証 券	18,928,708	20,049,007
国 債	—	1,659,870
地 方 債	2,973,252	2,539,199
社 債	6,404,530	6,188,679
株 式	116,750	116,750
そ の 他 の 証 券	9,434,175	9,544,508
貸 出 金	35,673,625	36,778,497
割 引 手 形	261,537	87,228
手 形 貸 付	3,835,330	3,569,422
証 書 貸 付	30,799,242	32,123,899
当 座 貸 越	777,516	997,947
そ の 他 資 産	473,411	534,796
未 決 済 為 替 貸	11,050	2,841
全 信 組 連 出 資 金	288,000	288,000
未 収 収 益	66,649	77,591
そ の 他 の 資 産	107,710	166,363
有 形 固 定 資 産	656,443	645,474
建 物	246,934	239,990
土 地	380,593	380,593
その他の有形固定資産	28,914	24,889
無 形 固 定 資 産	7,346	8,890
ソ フ ト ウ ェ ア	7,245	8,789
その他の無形固定資産	100	100
繰 延 税 金 資 産	23,278	23,904
債 務 保 証 見 返	10,060	13,223
貸 倒 引 当 金	△ 162,164	△ 258,915
(うち個別貸倒引当金)	(△ 109,340)	(△ 212,129)
資 産 の 部 合 計	81,310,375	84,780,268

科 目	金 額	
(負 債 の 部)	令和5年度	令和6年度
預 金 積 金	75,731,569	79,213,178
当 座 預 金	360,350	325,465
普 通 預 金	20,557,227	20,732,525
定 期 預 金	50,411,223	53,724,055
定 期 積 金	3,343,828	3,301,343
そ の 他 の 預 金	1,058,939	1,129,789
借 用 金	2,200,000	2,200,000
借 入 金	2,200,000	2,200,000
そ の 他 負 債	195,042	230,526
未 決 済 為 替 借	15,416	6,280
未 払 費 用	25,733	68,861
給 付 補 填 備 金	9,069	9,304
未 払 法 人 税 等	18,334	20,000
前 受 収 益	33,636	42,072
職 員 預 り 金	65,313	64,856
そ の 他 の 負 債	27,538	19,151
賞 与 引 当 金	26,000	32,500
役 員 賞 与 引 当 金	—	3,400
退 職 給 付 引 当 金	117,222	130,319
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	87,020	99,950
睡眠預金払戻損失引当金	28,935	29,260
偶 発 損 失 引 当 金	18,303	11,218
債 務 保 証	10,060	13,223
負 債 の 部 合 計	78,414,153	81,963,577
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	416,183	760,491
普 通 出 資 金	416,183	760,491
利 益 剰 余 金	2,773,622	2,855,678
利 益 準 備 金	410,723	416,183
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,362,899	2,439,495
特 別 積 立 金	2,230,000	2,340,000
(うち経営安定積立金)	1,140,000	1,250,000
当期末処分剰余金	132,899	99,495
組 合 員 勘 定 合 計	3,189,805	3,616,169
その他有価証券評価差額金	△ 293,583	△ 799,477
評価・換算差額等合計	△ 293,583	△ 799,477
純 資 産 の 部 合 計	2,896,221	2,816,691
負債及び純資産の部合計	81,310,375	84,780,268

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～39年	その他	3年～20年
-----	---------	-----	--------

なお、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要管理先以外の要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先債権に相当する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに将来見込み等修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	211,033百万円
差引額	38,382百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 （自令和5年4月1日 至令和6年3月31日） 0.349%

(3)補足説明

- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金4百万円を費用処理しております。
また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになっております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、「役員退職手当支給に関する内規」に基づき、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金
(1)当事業年度に係る計算書類に計上した金額
貸倒引当金 258百万円
(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
①見積り金額の算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表の注記事項6.」に記載しております。
②見積りの算出に用いた主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
③翌事業年度の計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は貸出金稟議規程、管理債権規程及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部審査グループにより行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部管理グループがチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する運用手順書において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、法令等遵守・リスク管理等に関する委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで理事会上に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は経営企画部を通じ、常務会に定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスク、為替リスク、株価リスク、信用リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうちの債券、「有価証券」のうちの投資信託、「有価証券」のうちの株式、「貸出金」及び「預金積金」です。

当組合では、これらの金融商品につきVaRを用いてリスク量を算定しています。VaRリスク量算定にあたっては、分散共分散法（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しています。令和7年3月末日（当組合決算日）現在で上記金融商品に係る市場リスク量（損失額の推計値）は、「預け金」で83百万円、「有価証券」のうちの債券（含仕組預金・貸出）で285百万円、「有価証券」のうちの投資信託で517百万円、「有価証券」のうち株式で0百万円、「貸出金」で152百万円、「預金積金」で△161百万円です。尚、当組合では、モデルが算出するVaRと実際の評価損益を比較するバックテスティングを実施しています。令和6年度において実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと認識しています。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊1）	26,178	26,021	△ 156
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	830	803	△ 26
その他有価証券（＊2）	18,744	18,744	—
(3) 貸出金（＊1）	36,778		
貸倒引当金（＊2）	△ 258		
	36,519	36,599	79
金融資産計	82,272	82,169	△ 103
(1) 預金積金（＊1）	79,213	78,745	△ 467
(2) 借入金	2,200	2,169	△ 30
金融負債計	81,413	80,915	△ 497

（＊1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については16～19に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	116
全信組連出資金	288
組 合 出 資 金	357
合 計	762

(＊1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下19まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	195	197	1
そ の 他	—	—	—
小 計	195	197	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国 債	—	—	—
地 方 債	138	131	△ 6
社 債	296	280	△ 16
そ の 他	200	194	△ 5
小 計	634	606	△ 28
合 計	830	803	△ 26

(3)その他の有価証券

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式	—	—	—
債 券	2,780	2,748	31
国 債	297	297	0
地 方 債	1,009	1,000	9
社 債	1,472	1,450	21
そ の 他	2,178	2,000	177
小 計	4,958	4,749	208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株 式	—	—	—
債 券	6,977	7,162	△ 185
国 債	1,362	1,386	△ 24
地 方 債	1,391	1,407	△ 15
社 債	4,223	4,369	△ 145
そ の 他	6,808	7,658	△ 849
小 計	13,786	14,821	△ 1,035
合 計	18,744	19,571	△ 826

17. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
債 券	402	2,796	4,712	2,476
国 債	—	397	1,262	—
地 方 債	—	706	1,832	—
社 債	402	1,692	1,616	2,476
そ の 他	331	3,308	1,210	362
合 計	734	6,104	5,922	2,838

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	534百万円
危険債権額	1,377百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	169百万円
合計額	2,081百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は87百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は、6,452百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは6,452百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 835百万円
24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 48百万円
25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3百万円
減価償却超過額	9
退職給付引当金	36
役員退職慰労引当金	28
有価証券減損	14
その他有価証券評価差額金	237
その他	33
繰延税金資産小計	363
評価性引当額	△ 340
繰延税金資産合計	23
繰延税金資産の純額	23百万円

26. 担保に提供している資産は次の通りであります。

担保提供している資産	預 け 金	1,500百万円
	有価証券	2,640百万円
担保資産に対応する債務	借 用 金	2,200百万円

上記のほか為替取引のために預け金6,600万円、全国信用組合保障基金として預け金296百万円、日本銀行歳入復代理店取引のため預け金10百万円を担保として提供しております。

27. 出資1口当たりの純資産額 3,703円78銭

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	1,028,062	1,067,935
資 金 運 用 収 益	960,425	1,010,914
貸 出 金 利 息	572,693	636,232
預 け 金 利 息	35,615	65,069
有価証券利息配当金	337,626	297,810
その他の受入利息	14,490	11,802
役 務 取 引 等 収 益	27,207	26,501
受入為替手数料	10,612	10,215
その他の役務収益	16,594	16,286
そ の 他 業 務 収 益	37,478	19,311
国債等債券売却益	33,261	—
その他の業務収益	4,217	19,311
そ の 他 経 常 収 益	2,950	11,207
償 却 債 権 取 立 益	—	4,000
その他の経常収益	2,950	7,207
経 常 費 用	865,349	923,065
資 金 調 達 費 用	40,004	91,339
預 金 利 息	32,976	84,864
給付補填備金繰入額	5,149	4,578
借 用 金 利 息	△ 147	—
その他の支払利息	2,026	1,896
役 務 取 引 等 費 用	47,245	48,820
支払為替手数料	5,260	5,231
その他の役務費用	41,984	43,589
そ の 他 業 務 費 用	86,549	47
国債等債券売却損	33,085	—
国債等債券償却	52,540	—
その他の業務費用	923	47
経 費	659,603	673,873
人 件 費	430,174	455,215
物 件 費	207,623	197,741
税 金	21,805	20,915
そ の 他 経 常 費 用	31,946	108,986
貸倒引当金繰入額	20,242	96,750
貸 出 金 償 却	641	—
その他の経常費用	11,062	12,235
経 常 利 益	162,713	144,869

科 目	令和5年度	令和6年度
特 別 損 失	610	207
固 定 資 産 処 分 損	610	207
税 引 前 当 期 純 利 益	162,103	144,662
法人税、住民税及び事業税	49,528	50,801
法 人 税 等 調 整 額	△ 11,175	△ 626
法 人 税 等 合 計	38,353	50,174
当 期 純 利 益	123,750	94,487
繰越金（当期首残高）	9,149	5,007
当 期 末 処 分 剩 余 金	132,899	99,495

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当りの当期純利益（又は当期純損失） 155円69銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	132,899	99,495
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	127,891	77,786
利 益 準 備 金	5,460	9,949
普通出資に対する配当金	12,431	17,836
	(年 3%の割合)	(年 3%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特 別 積 立 金	110,000	50,000
(経営安定積立金)	110,000	50,000
繰越金（当期末残高）	5,007	21,709

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 益	960,425	1,010,914
資 金 調 達 費 用	40,004	91,339
資 金 運 用 収 支	920,421	919,575
役 務 取 引 等 収 益	27,207	26,501
役 務 取 引 等 費 用	47,245	48,820
役 務 取 引 等 収 支	△ 20,037	△ 22,318
そ の 他 業 務 収 益	37,478	19,311
そ の 他 業 務 費 用	86,549	47
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 49,070	19,264
業 務 粗 利 益	851,312	916,521
業 務 粗 利 益 率	1.13%	1.11%
業 務 純 益	193,724	261,616
実 質 業 務 純 益	203,939	255,578
コ ア 業 務 純 益	256,304	255,578
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	208,006	255,578

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	430,174	455,215
報酬給料手当	351,489	369,324
退職給付費用	13,145	16,519
その他	65,540	69,371
物 件 費	207,623	197,741
事務費	110,355	106,185
固定資産費	39,941	38,409
事業費	18,582	18,390
人事厚生費	5,121	4,631
有形固定資産償却	20,930	17,164
無形固定資産償却	2,551	2,676
その他	10,141	10,284
税金	21,805	20,915
経 費 合 計	659,603	673,873

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	27,207	26,501
受入為替手数料	10,612	10,215
その他の受入手数料	16,568	16,260
その他の役務取引等収益	26	26
役 務 取 引 等 費 用	47,245	48,820
支払為替手数料	5,260	5,231
その他の支払手数料	30,841	32,707
その他の役務取引等費用	11,143	10,882

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息 の 増 減	49,308	50,489
支 払 利 息 の 増 減	2,894	51,334

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目		年 度	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定		令和5年度	74,680 ^{百万円}	960,425 ^{千円}	1.28 [%]
		令和6年度	82,278	1,010,914	1.22
	う ち 貸 出 金	令和5年度	33,549	572,693	1.70
		令和6年度	36,046	636,232	1.76
	う ち 預 け 金	令和5年度	21,154	35,615	0.16
		令和6年度	26,232	65,069	0.24
	う ち 有 価 証 券	令和5年度	19,689	337,626	1.71
		令和6年度	19,711	297,810	1.51
資 金 調 達 勘 定		令和5年度	72,626	40,004	0.05
		令和6年度	79,913	91,339	0.11
	う ち 預 金 積 金	令和5年度	72,400	38,125	0.05
		令和6年度	77,649	89,442	0.11
	う ち 譲 渡 性 預 金	令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—
	う ち 借 用 金	令和5年度	157	△ 147	△ 0.09
		令和6年度	2,200	—	—

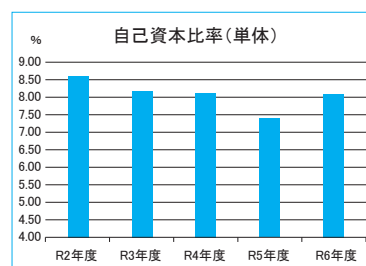
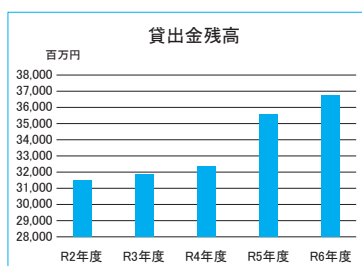
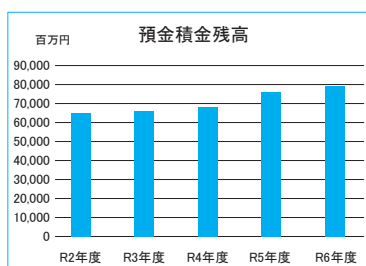
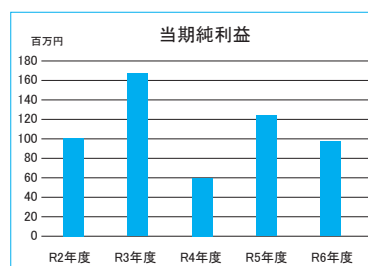
主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	956,663	1,018,433	944,945	1,028,062	1,067,935
経 常 利 益	104,872	200,013	114,691	162,713	144,869
当 期 純 利 益	100,854	166,977	60,103	123,750	94,487
預 金 積 金 残 高	65,222,664	65,959,652	68,330,391	75,731,569	79,213,178
貸 出 金 残 高	31,413,895	31,837,045	32,263,548	35,673,625	36,778,497
有 価 証 券 残 高	20,076,932	20,150,858	19,150,987	18,928,708	20,049,007
総 資 産 額	69,372,377	71,459,845	71,722,284	81,310,375	84,780,268
純 資 産 額	3,468,113	3,337,178	2,622,256	2,896,221	2,816,691
自己資本比率（単体）	8.58%	8.19%	8.17%	7.45%	8.07%
出 資 総 額	401,503	400,749	410,723	416,183	760,491
出 資 総 口 数	401,503口	400,749口	410,723口	416,183口	760,491口
出資に対する配当金	4%	4%	3%	3%	3%
職 員 数	70人	72人	76人	71人	69人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。



経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,177	3,599
うち、出資金及び資本剰余金の額	416	760
うち、利益剰余金の額	2,773	2,838
うち、外部流出予定額(△)	12	17
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ る 引 当 金 の 合 計 額	52	46
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	52	46
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセント に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額(イ)	3,230	3,646
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 五 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額(ロ)	5	6
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	3,224	3,639
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3)		
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額	41,553	43,567
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘 定 間 の 振 替 分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,716	1,479
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	—	
フ ロ ア 調 整 額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額(ニ)	43,270	45,047
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ)／(ニ))	7.45%	8.07%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経 理 ・ 経 営 内 容

総資産利益率 (単位：%)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.21	0.17
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.16	0.11

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

総資金利鞘等 (単位：%)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
資 金 運 用 利 回(a)	1.28	1.22
資 金 調 達 原 価 率(b)	0.94	0.94
総 資 金 利 鞘(a－b)	0.34	0.28

(注) 1. 資金運用利回＝資金運用収益／資金運用勘定計平均残高×100
2. 資金調達原価率＝資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費／資金調達勘定計平均残高×100

先物取引の時価情報

該当ありません。

オフバランス取引の状況

該当ありません。

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値 (単位：%)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
預 貸 率	(期 末) 47.10	46.42
	(期中平均) 46.33	46.42
預 証 率	(期 末) 24.99	25.31
	(期中平均) 27.19	25.38

(注) 1. 預貸率＝貸出金／預金積金＋譲渡性預金×100
2. 預証率＝有価証券／預金積金＋譲渡性預金×100

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるものの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	137	138	0	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	294	299	5	195	197	1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	432	438	5	195	197	1
時価が貸借対照表計上額を超えないものの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	138	131	△ 6
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	296	292	△ 3	296	280	△ 16
	そ の 他	200	198	△ 1	200	194	△ 5
	小 計	496	490	△ 5	634	606	△ 28
合 計		928	928	0	830	803	△ 26

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

市場価格のない株式等及び組合出資金 (単位：百万円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	116	116
組 合 出 資 金	289	357
全 信 組 連 出 資 金	288	288
合 計	694	762

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

11

(単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	5,381	5,195	186	2,780	2,748	31
	国 債	—	—	—	297	297	0
	地 方 債	2,835	2,715	119	1,009	1,000	9
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,546	2,479	66	1,472	1,450	21
	そ の 他	3,301	3,128	172	2,178	2,000	177
	小 計	8,683	8,323	359	4,958	4,749	208
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	3,266	3,338	△ 71	6,977	7,162	△ 185
	国 債	—	—	—	1,362	1,386	△ 24
	地 方 債	—	—	—	1,391	1,407	△ 15
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,266	3,338	△ 71	4,223	4,369	△ 145
	そ の 他	5,643	6,249	△ 606	6,808	7,658	△ 849
	小 計	8,910	9,588	△ 678	13,786	14,821	△ 1,035
合 計		17,593	17,912	△ 318	18,744	19,571	△ 826

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

経理・経営内容

その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	33	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4	19
その他業務収益合計	37	19

1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当りの預金残高	9,466	9,901
1店舗当りの貸出金残高	4,459	4,597

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
職員1人当りの預金残高	1,009	1,085
職員1人当りの貸出金残高	475	503

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金調達

預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	21,976	29.0	18,369	23.7
定期性預金	53,755	71.0	59,279	76.3
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	75,731	100.0	77,649	100.0

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	41,313	54.6	42,273	53.4
法人	34,417	45.4	36,939	46.6
一般法人	19,943	26.3	21,175	26.7
金融機関	521	0.7	521	0.7
公金	13,953	18.4	15,241	19.2
合 計	75,731	100.0	79,213	100.0

財形貯蓄残高 (単位：百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
財形貯蓄残高	91	88

定期預金種類別残高 (単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利定期預金	49,924	53,284
変動金利定期預金	44	38
その他の定期預金	442	400
合 計	50,411	53,724

資金運用

貸出金種類別平均残高 (単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	2,721	8.1	3,659	10.2
証書貸付	29,971	89.3	31,429	87.1
当座貸越	668	2.0	824	2.3
割引手形	186	0.6	132	0.4
合 計	33,549	100.0	36,046	100.0

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	21	0.1	494	2.5
地方債	3,304	16.8	2,621	13.3
短期社債	—	—	—	—
社債	6,302	32.0	6,394	32.4
株式	116	0.6	116	0.6
外国証券	2,210	11.2	2,101	10.7
その他の証券	7,734	39.3	7,982	40.5
合 計	19,689	100.0	19,711	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

資 金 運 用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和5年度末	—	—	—	—
	令和6年度末	—	397	1,262	—
地 方 債	令和5年度末	300	725	879	1,067
	令和6年度末	—	706	1,832	—
短期社債	令和5年度末	—	—	—	—
	令和6年度末	—	—	—	—
社 債	令和5年度末	100	1,942	1,774	2,587
	令和6年度末	402	1,692	1,616	2,476
株 式	令和5年度末	—	—	—	—
	令和6年度末	—	—	—	—
外国証券	令和5年度末	—	593	967	384
	令和6年度末	100	782	740	362
そ の 他 の 証 券	令和5年度末	74	2,154	1,149	—
	令和6年度末	231	2,526	470	—
合 計	令和5年度末	475	5,415	4,771	4,040
	令和6年度末	734	6,104	5,922	2,838

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和5年度末	330	0.9	18
	令和6年度末	289	0.8	13
有 価 証 券	令和5年度末	—	—	—
	令和6年度末	—	—	—
動 産	令和5年度末	100	0.3	—
	令和6年度末	—	—	—
不 動 産	令和5年度末	16,246	45.5	2
	令和6年度末	17,439	47.4	—
そ の 他	令和5年度末	—	—	0
	令和6年度末	—	—	—
小 計	令和5年度末	16,676	46.7	20
	令和6年度末	17,729	48.2	13
信用保証協会・ 信 用 保 険	令和5年度末	4,617	13.0	—
	令和6年度末	4,264	11.6	—
保 証	令和5年度末	4,633	13.0	—
	令和6年度末	4,288	11.7	—
信 用	令和5年度末	9,746	27.3	—
	令和6年度末	10,495	28.5	—
合 計	令和5年度末	35,673	100.0	20
	令和6年度末	36,778	100.0	13

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,132	3.18	1,001	2.72
農 業、林 業	33	0.09	30	0.08
漁 業	245	0.69	297	0.81
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	3,772	10.57	3,706	10.08
電気、ガス、熱供給、水道業	324	0.91	280	0.76
情 報 通 信 業	17	0.05	22	0.06
運 輸 業、郵 便 業	1,430	4.01	1,177	3.20
卸 売 業、小 売 業	2,227	6.24	2,650	7.21
金 融 業、保 険 業	509	1.43	507	1.38
不 動 産 業	8,028	22.51	8,990	24.45
物 品 賃 貸 業	159	0.45	447	1.22
学術研究、専門・技術サービス業	32	0.09	30	0.08
宿 泊 業	221	0.62	163	0.45
飲 食 業	1,396	3.91	1,127	3.07
生活関連サービス業、娯楽業	446	1.25	597	1.62
教 育、学 習 支 援 業	215	0.60	200	0.54
医 療、福 祉	248	0.70	240	0.65
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,138	5.99	2,151	5.85
そ の 他 の 産 業	355	1.00	278	0.76
小 計	22,933	64.29	23,900	64.99
国・地方公共団体等	5,591	15.67	5,688	15.47
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,147	20.04	7,189	19.54
合 計	35,673	100.00	36,778	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,729	37.3	1,655	38.2
住 宅 ロ ー ン	2,907	62.7	2,676	61.8
合 計	4,636	100.0	4,331	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	10,417	34.4	10,470	33.3
設 備 資 金	19,842	65.6	20,977	66.7
合 計	30,259	100.0	31,448	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	0	—

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	52	10	46	△ 6
個 別 貸 倒 引 当 金	109	10	212	102
貸 倒 引 当 金 合 計	162	20	258	96

(注) 当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固 定 金 利 貸 出	17,315	17,117
変 動 金 利 貸 出	18,357	19,661
合 計	35,673	36,778

経 営 内 容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	299	220	79	100.00%	100.00%
	令和6年度	534	377	157	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和5年度	1,924	982	29	52.57%	3.18%
	令和6年度	1,377	691	54	54.20%	8.00%
要 管 理 債 権	令和5年度	179	62	4	37.00%	3.52%
	令和6年度	169	58	2	36.25%	2.60%
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	179	62	37.00%	3.52%
		令和6年度	169	58	36.25%	2.60%
小 計	令和5年度	2,403	1,264	113	57.33%	9.96%
	令和6年度	2,081	1,127	215	64.50%	22.54%
正 常 債 権	令和5年度	33,298				
	令和6年度	34,722				
合 計	令和5年度	35,702				
	令和6年度	36,803				

- （注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

法令遵守の体制

当組合は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンス基本方針（社会的責任と公共的使命、法令やルールの厳格な遵守、地域社会とのコミュニケーション、職員の人権等の尊重等、社会貢献活動及び環境問題への取組み、反社会的勢力との対決）の下、役職員の行動規範を定め、企業倫理の確立及び法令等の厳格な遵守を組織全体に浸透させることに努めております。

また、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策についても経営戦略等における重要な課題の一つと位置づけ、その基本方針を定め、犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で安心な金融サービスを提供できるよう努めております。

当組合では、法令等遵守（コンプライアンス）体制強化のため、以下の諸施策を実施しております。

(1)コンプライアンス・プログラム（法令等遵守実施計画）を毎年策定し、それに沿って実施しております。

(2)コンプライアンス・マニュアルを策定し（随時見直し）、全役職員に配布しています。

(3)コンプライアンスの最高責任者を理事長とし、統括部署として法務部を設置し、各本店に法令等遵守責任者および法令等遵守担当者の配置を行っています。

(4)法令等遵守責任者及び担当者を対象とした研修、女子リーダー・渉外職員・新人職員を対象とした研修、各本店における毎月の勉強会等を実施させ、コンプライアンス教育の強化を図っています。

(5)監査部の監査項目に法令等遵守に関する項目を盛り込み、法令等遵守体制が適切に機能しているかチェックを行っています。

(6)法令等遵守違反があった場合は、速やかに各本店から事故、不祥事件等に係る報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めています。今後も単なる法令等遵守にとどまらず役職員一人ひとりが、より一層高い規範意識が求められているという自覚をもって、さらなるコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

経営内容

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または法務部相談窓口にお申し出ください。

【佐賀東信用組合 法務部相談窓口】0952-30-2114
受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、お取引先店舗または法務部相談窓口にお申し出いただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.toshin.shinkumi.jp/>

●紛争解決措置

【東京弁護士会等】

東京弁護士会 紛争解決センター（電話 03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3595-8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3581-2249）

【福岡県弁護士会紛争解決センター】

天神弁護士センター（電話 092-741-3208）
北九州法律相談センター（電話 093-561-0360）
久留米センター（電話 0942-30-0144）

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会のほか福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合法務部相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、東京弁護士会等や福岡県弁護士会紛争解決センターへ申し出ることも可能です。

なお、上記東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
03-3567-2456

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払うこととしております。なお、当組合では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、a: 決定方法、b 支払手段、c 決定時期、d 支払時期等を規程で定めております。

2. 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	47,000千円

（注）1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」40,350千円、「賞与」6,650千円、「退職慰労金」0千円となっております。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 職員の給与、賞与及び退職金は、当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度のリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

リスク管理体制

－ 一定的事項 －

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

普 通 出 資	発行主体：佐賀東信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：760百万円
---------	---

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管 理 体 制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要リスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に沿った厳正な与信判断を行うべく、「信用リスク管理規程」、「管理債権規程」等を制定し、信用リスク管理を徹底して行っております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理により、特定先特定業種への与信集中を回避すべく、業種別、大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき算定するとともに、その結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適正な引当を行っております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所
- ・株式会社格付投資情報センター
- ・ムーディーズ・ジャパン
- ・スタンダード&プアーズ社

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は採用していません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。

ただし、これらはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いたうえでご契約いただく等、適切な取扱に努めております。

信用リスクの削減手法として、当組合が取扱う主な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。
管理体制	当組合はオペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク等を含む幅広いリスクと考え、規程類の整備、見直しを行い、研修、内部監査等の機会を通してリスク管理に努めております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

標準的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	出資、株式その他これに類するエクスポージャーに関するリスクとは、市場経済の変動によって受ける資産価値や収益性に対するリスクをいいます。
管理体制	上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に常務会に報告しています。 出資、非上場株式、投資信託については、当組合が定める「余裕資金運用規程」や「市場関連リスク管理規程」などに基づいて、適正に運用・管理しております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
管理体制	金利リスクの管理については、各種リスク管理規程に基づき管理しております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクを計測し、自己資本に対するリスク量の影響額を把握、定期的に経営陣へ報告しております。
評価・計測	当組合では、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて VaR 法により、金利リスクを計測しております。VaR 法とは、過去のデータを使って（観測期間）、一定の期間に（保有期間）、一定の確率で発生し得る（信頼区間）、最大の損失額を計測する手法です。 尚、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針で規定する基準（パーセルⅡ第2の柱）で求める金利リスク量算出の為、別途有価証券に関する金利リスク量を外部委託して計測しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

計測手法		ラダー方式を採用しています。
コア預金	対象	流動性預金全般（当座、普通等）
	算定方法	つぎの3つのうち、最小の額を上限としています。 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額
	満期	5年以内（平均2.5年）
	金利感応資産・負債	預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		99パーセンタイル値または1パーセンタイル値
リスク計測の頻度		半 期

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,248	1,097	140	150
2	下方パラレルシフト	0	0	13	8
3	スティープ化	1,084	986		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	467	279		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,248	1,097	140	150
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,639		3,224	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

資 料 編

リスク管理体制

一定量的事項一

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.9をご参照ください。
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- 信用リスク削減手法に関する事項

- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ありません
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	41,553	1,662	43,567	1,742
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	41,551	1,662	39,660	1,586
(i) ソブリン向け	446	17	453	18
(ii) 金融機関向け	5,740	229	5,845	233
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			456	18
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	10,994	439	8,095	323
(v) 中小企業等・個人向け	2,885	115		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			2,639	105
トラザクター向け			45	1
(vii) 抵当権付住宅ローン	294	11		
(viii) 不動産取得等事業向け	11,249	449		
(ix) 不動産関連向け			13,126	525
自己居住用不動産等向け			1,216	48
賃貸用不動産向け			2,050	82
事業用不動産関連向け			8,331	333
その他不動産関連向け			91	3
ADC 向け			1,435	57
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			2,546	101
(xi) 三月以上延滞等	42	1		
(xii) 延滞等向け			1,779	71
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			47	1
(xiv) 出資等	2,362	94		
出資等のエクスポージャー	2,362	94		
重要な出資のエクスポージャー				
(xv) 株式等			301	12
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	288	11	288	11
(xix) その他	7,247	289	4,536	181
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	3,906	156
ルック・スルー方式	—	—	3,906	156
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,716	68	1,479	59
BI			986	
BIC			118	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	43,270	1,730	45,047	1,801

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。
9. 当組合は、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポー ジャー	延滞 エク スポー ジャー
				貸出金、コミットメント及びその他のデ リバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
国 内		79,654	83,819	35,697	36,790	17,029	18,757	—	—	42	1,439
国 外		2,106	2,006	—	—	2,106	2,006	—	—	—	—
地 域 別 合 計		81,761	85,825	35,697	36,790	19,136	20,763	—	—	42	1,439
製 造 業		2,421	2,383	1,179	1,041	1,242	1,342	—	—	—	306
農 業、林 業		38	33	38	33	—	—	—	—	—	—
漁 業		245	297	245	297	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業		4,039	3,980	3,939	3,880	100	100	—	—	4	31
電気・ガス・熱供給・水道業		1,047	1,042	345	339	702	702	—	—	—	—
情 報 通 信 業		117	122	17	22	100	100	—	—	—	9
運 輸 業、郵 便 業		1,639	1,383	1,438	1,182	200	200	—	—	—	108
卸 売 業、小 売 業		2,696	3,324	2,294	2,722	401	601	—	—	—	97
金 融 業、保 険 業		27,710	29,029	528	527	2,100	2,002	—	—	—	—
不 動 産 業		9,348	10,331	8,196	9,179	1,152	1,152	—	—	9	332
物 品 賃 貸 業		159	447	159	447	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		52	49	52	49	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		221	163	221	163	—	—	—	—	—	14
飲 食 業		1,571	1,236	1,571	1,236	—	—	—	—	—	309
生活関連サービス業、娯楽業		446	597	446	597	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		215	200	215	200	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		248	240	248	240	—	—	—	—	—	47
その他のサービス		2,389	2,455	2,389	2,455	—	—	—	—	—	21
その他の産業		355	278	355	278	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		10,237	11,712	5,593	5,690	4,643	6,022	—	—	—	—
個 人		6,220	6,203	6,220	6,203	—	—	—	—	29	158
そ の 他		10,337	10,309	—	—	8,492	8,539	—	—	—	—
業 種 別 合 計		81,761	85,825	35,697	36,790	19,136	20,763	—	—	42	1,439
1 年 以 下		18,325	20,014	5,736	5,674	501	803	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		7,872	8,743	4,143	3,726	2,229	3,613	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		5,951	8,260	2,177	4,048	3,574	3,108	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		7,431	4,942	5,171	3,297	2,159	1,245	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		9,382	11,923	4,549	4,940	2,728	4,928	—	—		
10 年 超		18,415	18,492	13,860	15,043	4,054	2,949	—	—		
期間の定めのないもの		—	—	—	—	—	—	—	—		
そ の 他		14,381	13,447	59	59	3,888	4,116	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		81,761	85,825	35,697	36,790	19,136	20,763	—	—		

- （注） 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難な投資信託等および業種区分や機関に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額			
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
製 造 業	9	22	△18	12	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	0	7	0	7	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	0	—	0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	67	68	63	0	—	—
卸 売 業、小 売 業	1	4	△ 3	2	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	1	28	△ 4	26	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	0	0	0	0	—	—
飲 食 業	11	47	△ 25	36	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—
教育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	0	1	△ 2	1	—	—
そ の 他 の サービス	0	13	0	12	0	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	15	18	1	3	—	—
合 計	109	212	10	102	0	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	806	—	806	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,686	—	1,686	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,113	—	8,113	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	376	—	376	—	37	10
我が国の政府関係機関向け	905	—	905	—	90	10
地方三公社向け	631	—	631	—	40	6
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	27,215	—	27,215	—	5,845	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,003	—	1,003	—	456	45
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	10,603	1,337	10,487	132	8,095	76
特定貸付債権向け	1,606	—	1,606	—	1,606	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,306	5,295	3,112	114	2,639	82
トラランザクター向け	—	1,076	—	51	45	90
不動産関連向け	15,262	—	15,232	—	13,126	86
自己居住用不動産等向け	2,799	—	2,769	—	1,216	44
賃貸用不動産向け	2,250	—	2,250	—	2,050	91
事業用不動産関連向け	8,268	—	8,268	—	8,331	101
その他不動産関連向け	509	—	509	—	91	18
A D C 向け	1,435	—	1,435	—	1,435	100
劣後債権及びその他資本性証券等	2,546	—	2,546	—	2,546	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,189	7	1,189	0	1,779	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	47	—	47	—	47	100
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,581	—	3,581	—	285	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	301	—	301	—	301	100
合計	76,575	6,640	76,234	247	34,835	45

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	806															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,686															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	8,113															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		376														
我が国の政府関係機関向け		905														
地方三公社向け	430	200														
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				24,844		2,170										
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				100		702										
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）				1,400						100			902			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け												51				
トランザクター向け												51				
不動産関連向け	272	5		385	116	672		155		639		162	675		43	
自己居住用不動産等向け		5		285	116	547				639			575			
賃貸用不動産向け						125		155				162			6	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け	272			99									99		36	
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													7			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形																
信用保証協会等による保証付	870	2,695														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	12,180	4,182		26,629	116	2,843		155		739		213	1,585		43	

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	2024年度															
現金																806
我が国の中央政府及び中央銀行向け																1,686
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																8,113
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																376
我が国の政府関係機関向け																905
地方三公社向け																631
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		100										100				27,215
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		100										100				1,003
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	100	100	200	6,090			1,726									10,620
特定貸付債権向け							1,606									1,606
中堅中小企業等向け及び個人向け		2,521					653									3,226
トランザクター向け																51
不動産関連向け	1,786	61			1,377		1,435	1,772	5,671							15,232
自己居住用不動産等向け	565	34														2,769
賃貸用不動産向け		27						1,772								2,250
事業用不動産関連向け	1,220				1,377				5,671							8,268
その他不動産関連向け																509
A D C 向け							1,435									1,435
劣後債権及びその他資本性証券等							2,546									2,546
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）												1,182				1,190
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							47									47
取立未済手形																
信用保証協会等による保証付							15									3,581
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等							301									301
合 計	1,886	2,783	200	6,090	1,377		6,727	1,772	5,671			1,282				76,482

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和 5 年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	11,029
10%	—	5,192
20%	—	28,741
35%	—	862
50%	—	17
75%	5,247	12,148
100%	—	18,466
150%	—	30
250%	—	25
1,250%	—	—
合 計	5,247	76,513

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和 6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	46,115	—	—	46,109
40%～70%	4,439	1,076	10	4,467
75%	2,825	4,166	10	2,783
80%	200	—	—	200
85%	6,094	1,137	2	6,090
90%～100%	8,173	253	0	8,104
105%～130%	7,443	—	—	7,443
150%	1,282	7	9	1,282
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	76,575	6,640	10	76,482

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については記載しておりません。
2. 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値の事です。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	372	761	6	5	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。



派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,598	3,598	3,678	3,678
非上場株式等	4,197	4,197	4,286	4,286
合 計	7,795	7,795	7,965	7,965

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
売 却 益		48	—
売 却 損		33	—
償 却		—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△ 293	△ 799

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	5,918
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

地 域 貢 献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、佐賀県東部を営業区域（佐賀県職員については佐賀県一円）とし、地区内の中小零細企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える事を活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

預金を通じた地域貢献

- ①「ふるさと子育て応援！とうしんカルガモ定期預金」を発売。まち・ひと・しごと創生に関する連携協定締結自治体（5市4町）へ、定期預金契約額の0.05%を寄付しました。
- ②年金を当組合にて受取られている方に、定期預金・定期積金の金利上乘せを実施しています。

融資を通じた地域貢献

- ①中小企業・小規模事業者および個人の皆さまの資金需要に積極的にお応えするため、事業性のご融資、住宅ローンや各種個人ローンのほか、信用保証協会保証付県市町村制度融資、商工会議所をはじめとする各外部団体との連携にも取り組んでおります。
- ②事業者の方には、「経営者保証に関するガイドライン」や事業性評価による保証人無し取組で地域活性化に繋がるように努力しております。

取引先への支援状況等

(創業・新事業者への支援)

経営革新等認定支援機関として商工会議所をはじめとする外部団体と連携し支援を取組んでいます。

事業性評価活用での事業資金推進を取組んでいます。

地域活性化につながる多様なサービスの提供

●文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

「まち・ひと・しごと」の創生及び好循環を確立することで、人口減少問題の克服及び地域経済の活力維持目的として、当組合営業エリアにある全ての自治体5市4町と「まち・ひと・しごとの創生に関する連携協定」を締結しております。

●地域貢献に資する預金・融資商品の提供

定住推進を目的として取得補助金交付を行っている自治体にて住宅ローン取組みの方へ金利優遇を実施しています。

「くるみん（子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けた企業）」・「ユースエール（若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良で厚生労働大臣の認定を受けた企業）」・「佐賀市共同参画推進事業所」に該当する事業所の職員を対象に個人ローンの金利優遇を実施しました。

地域・業域・職域サービスの充実

- (1) 店舗・ATMの設置
営業地域内に6店舗を配しATM5台を設置しております。
お取引先の利便性を図るために全国の銀行、信用金庫、労働金庫、農・漁協、ゆうちょ銀行、セブン銀行等との間に相互利用契約を結び、コンビニエンスストアを含むこのATMからでも預金のお引出が可能です。
また、セブン銀行のATM取扱時間を延長し、正月三が日を含め夜10時までご利用いただけます。
- (2) 情報提供活動
当組合独自の情報誌の提供はありませんが、業界情報誌「ボン・ビバーン」を隔月に店頭で備置きする等して情報提供の一環としております。
- (3) 通帳・カード等の紛失時の24時間受付
電話番号 047-498-0151
- (4) 年金・法律・税務相談会等の開催
組織だった開催はしていませんが、個別に相談されたものについては顧問弁護士や税理士等を紹介しております。
- (5) 苦情相談窓口の設置
当組合では、お客様からのご要望にお応えするために「窓口」を法務部に設置しておりますので、信用組合業務に関してお困りの事やご意見・ご要望がございましたらご遠慮なく申し付けください。
電話番号 0952-30-2114 法務部
受付時間 毎週月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前9時から午後5時まで

文化的・社会的貢献に関する活動

当組合は、社会的貢献活動を次のとおり行なっております。

●地域行事への参加及びボランティア活動

- ① 地元金融機関として、「栄の国まつり」をはじめ「長崎街道かんざき宿場祭り」「鳥栖山笠」「地区のグランドゴルフ大会協賛」など、各種地域行事への参加を行っております。
- ② 清掃活動
環境美化運動の一環として、店周の清掃活動（全店舗）のほか、県下一斉の清掃の日の「清掃活動」にも参加しております。
- ③ 9月3日のしんくみの日（しんくみ週間）に合わせて、店頭にて「花の種」の配布を行っております。また、9月4日に本店駐車場において献血車を配し、献血を行っており、多くの皆様にご協力をいただいております。その他、使用済み切手を収集し、(JOCS)へ寄贈いたしました。
- ④ ピーターバンカード利用による物品購入の売上金の中から還付される金員を、重症心身障害児の支援団体への指定預託（オリコと佐賀県信用組合協会との連名）を行いました。
- ⑤ こども食堂
毎月19日、佐賀市の公民館で開催されているこども食堂へ協賛し、文具、玩具等を提供しています。

お客様アンケート調査実施報告

当組合は、地域の皆様のご意見にお応えし皆様のお役に立てる地域に密着した金融機関として、お客様とともに発展していくことを目指しております。

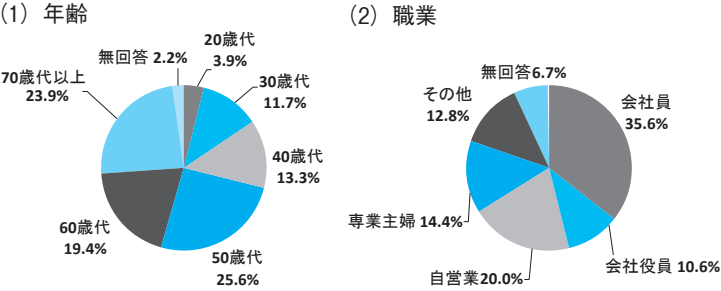
今回、お客様へより良いサービスの実現に向けて、お客様のご意見をお伺いする「お客様アンケート調査」を実施いたしましたのでその結果をご報告いたします。

■調査概要

- (1)調査期間 令和 6 年11月25日(月)～令和 6 年11月29日(金)
- (2)調査対象者 無作為に抽出した個人のお客様180名
- (3)調査チャンネル 得意先係訪問先75枚・窓口105枚
- (4)前回調査日 令和 5 年11月

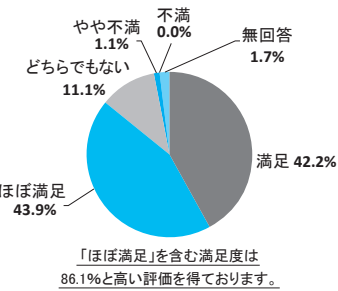
■アンケートの回答状況

1. ご回答いただいたお客様

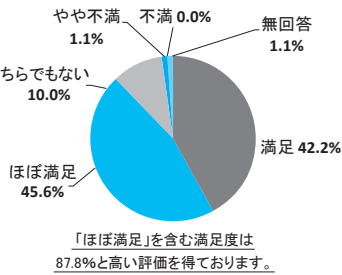


2. アンケート結果

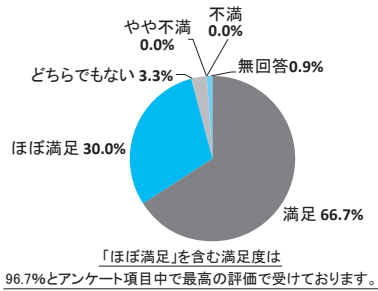
(1) 当組合の取扱商品に満足されていますか。



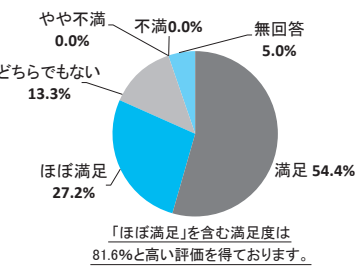
(2) 当組合の店舗（駐車場・ATM・ロビーのレイアウト等）はいかがですか。



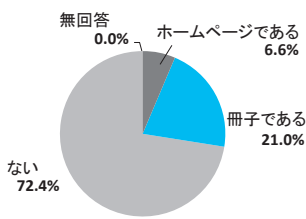
(3) 店内職員の応対（挨拶や約束事の遵守）・説明等・待ち時間はいかがですか。



(4) 渉外係の応対（挨拶や約束事の遵守）・説明等はいかがですか。

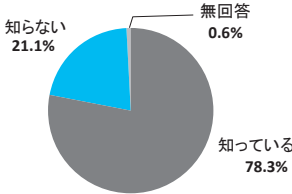


(5) 当組合のディスクロージャー誌（経営情報誌）をご覧になったことがありますか。

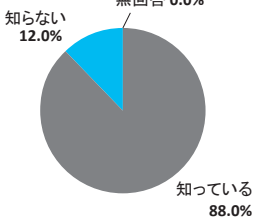


(6) 現金の授受および通帳・証書等のお預かりについて

①「受取書」を発行し、お預かりすることをご存じですか。



②いかなる場合も、当組合職員がお客様のご印鑑をお預かりしないことをご存じですか。



■お客様の声を踏まえて

「やや満足」を含む満足度は全体で88.1%と高い評価を得ています。しかし、「店舗環境」については、「やや不満」を含む不満度が1.1%と今後、ご利用しやすい快適な店舗へ改善しなければならないと考えております。

これらの調査結果は全営業店に配布し、改善取組を実施してまいります。

多くの貴重なご意見をありがとうございました。お客様の期待にこれまで以上にお答えできるよう心がけ、お客様の満足度の向上に努めて参る所存です。

ご意見がございましたら、対処する部署「法務部」を設置しておりますので、ご一報願います。

トピックス

事業承継支援、取引先のデジタル化支援の為、外部講師を招き、取引先との対話力を向上させる為のロールプレイング演習を行いました。

諸富支店主催の「第25回佐賀東信用組合杯グランドゴルフ大会」を開催し、約70名の参加者がグランドゴルフの腕前を披露し爽やかな汗を流しました。

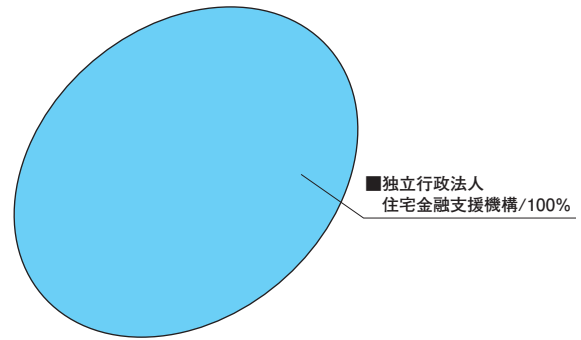
そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	0	—
独立行政法人住宅金融支援機構	84	71
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	84	71

令和6年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



国 際 業 務

外国為替取扱高

(単位：千ドル)

区 分	令和5年度	令和6年度
貿 易	—	—
輸 出	—	—
輸 入	—	—
貿 易 外	—	—
合 計	—	—

外貨建資産残高

該当ありません。

証 券 業 務

公共債引受額

該当ありません。

公共債窓販実績

該当ありません。

当組合の子会社

該当ありません。

そ の 他 業 務

手数料一覧

(令和7年6月末現在)

1. 為替手数料

			組員	組員外
振込手数料	他行宛	電信扱	5万円未満	605円
			5万円以上	770円
		文書扱	5万円未満	550円
			5万円以上	770円
	本支店	電信扱	5万円未満	330円
			5万円以上	550円
ATMでの振込手数料 (当組合カードご利用の場合)	同 一 店 内		5万円未満	220円
			5万円以上	440円
	他 行 宛		5万円未満	330円
			5万円以上	440円
	本 支 店		5万円未満	110円
			5万円以上	220円
ATMでの振込手数料 (他行カードご利用の場合)	同 一 店 内		5万円未満	110円
			5万円以上	110円
	他 行 宛		5万円未満	605円
			5万円以上	770円
	本 支 店		5万円未満	330円
			5万円以上	550円
A T M 振 込 延 長 手 数 料	同 一 店 内		5万円未満	330円
			5万円以上	550円
	他 行 宛		5万円未満	605円
			5万円以上	770円
	本 支 店		5万円未満	330円
			5万円以上	550円
送金手数料	他行宛	普通扱	送金小切手	440円
			送金小切手	660円
	電子交換取立	普通扱	1通につき	660円
			1通につき	660円
	本支店取立	普通扱	1通につき	1,100円
			1通につき	1,100円
代手・商手取立手数料	個別取立	普通扱	1通につき	1,100円
			1通につき	1,100円
	送金・振込の組戻料	普通扱	1通につき	1,100円
			1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	普通扱	1通につき	1,100円
			1通につき	1,100円
そ の 他 の 手 数 料	取立手形店頭呈示料	普通扱	1通につき	1,100円
			1通につき	1,100円
	不渡手形返却料	普通扱	1通につき	1,100円
			1通につき	1,100円
	その他特殊扱手数料	普通扱	1通につき	1,100円
			1通につき	1,100円

(注1) モアタイム手数料とは、自動機での営業時間外振込(平日午後3時以降)で、振込を行った場合の手数料となります。

- ※1 振込手数料の同一店内には、NB扱い入金も含まれます。
 ※2 視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客様には、窓口受付の振込手数料をATMご利用の振込手数料と同額とします。

2. 預金関係手数料

種 類	料 金
預 金 残 高 証 明 書 (個別)	1通につき 550円
発 行 手 数 料 (注1) (継続)	1通につき 330円
払戻し証明書(民法909条の2に基づく払戻)	1通につき 1,100円
その他当組合定型外の証明書の発行	1通につき 3,300円
異 議 申 立 預 託 金 受 入 手 数 料	1件につき 1,100円
小 切 手 帳 代	1冊につき 1,100円
約 束 手 形 帳・為 替 手 形 帳	1冊につき 1,100円
保 証 小 切 手 発 行 手 数 料	1枚につき 550円
取 引 履 歴 明 細 表	1枚につき 220円
C O M フ ィ ッ シ ュ 取 引 履 歴	1口座につき 11,000円
貸 金 庫 利 用 手 数 料	月額(1金庫) 550円
ナ イ ト デ ポ ジ ャ ッ ト 手 数 料	月 額 8,800円
普 通 預 金 入 金 帳	1冊につき 7,700円
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料	年 額 1,320円
口 座 作 成 時 の 通 帳 等 郵 送	1通につき 550円
相 続 手 続 時 の 通 帳 等 郵 送	1件につき 1,100円
英 文 預 金 等 残 高 証 明 書	1通につき 2,200円
個 人 情 報 開 示 手 数 料	書 面 1件につき 1,100円
	電 磁 的 記 録 1件につき 3,300円
破 産 管 財 人 等 特 殊 口 座 開 設 手 数 料	1口座につき 11,000円

(注1) 預金および融資を別用紙に分けて発行する場合は、それぞれ手数料を申し受けます。

3. 融資関係手数料

種 類				料 金		
融 資 実 行	手貸（新規）			1,100円		
	手貸（書替）			550円		
	証貸（プロパー新規）			1,100円		
	証貸（消費者ローン新規）			1,100円		
	一般当座貸越・事業者カードローン			1,100円		
	債務保証			2,200円		
条 件 変 更	一 般 証 貸	全額繰上完済		「期限前返済に 関する特約書」未 徴求の場合、他項目 と重複する場合は、 いずれか一項目	11,000円	
		一部繰上返済				
		期間延長（預担・協会付除く）				
		期間短縮（預担・協会付除く）				
		償還金変更（預担・協会付除く）				
		金利特約付証書貸付金利変更				
	住 宅 ロ ー ン	保 証 会 社 付 ・ プ ロ パ ー	全額繰上完済		特約期間付固定期間中	44,000円
					上記以外	11,000円
			一部繰上完済		特約期間付固定期間中	33,000円
					上記以外	11,000円
			期間延長		他項目と重複する 場合は、いずれか の一項目	11,000円
			期間短縮			
		償還金変更				
		金利特約付証書 貸付金利変更				
		保証会社提携型消費者ローン				
全額繰上完済		1 通につき	5,500円			
融資証明				1 通につき	11,000円	
融資残高証明書発行手数料				1 件につき	550円	
利息証明発行手数料				1 件につき	550円	
確定日付手数料				1 枚につき	3,300円	
調 査 料	不 動 産 担 保	新規・極度額増額・担保譲受・登記保留（初回のみ）・担保差替			55,000円	
		追加担保・極度額減額・順位変更・一部譲渡・一部解除			16,500円	
取 扱 手 数 料	A B L （ 動 産 ・ 債 権 担 保）	5,000万円以下			66,000円	
		5,000万円超 1 億円以下			88,000円	
		1 億円超			110,000円	

4. 各種再発行手数料

種 別	料 金
通 帳 ・ 証 書 再 発 行 手 数 料	1通(冊)につき 2,200円
キャッシュカード・ローンカード再発行手数料（注1）	1枚につき 2,200円
担 保 抹 消 書 類 再 発 行	1通につき 3,300円
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」「返済予定表」等の各種帳票、還元帳票で営業店にて再発行可能なもの	1通につき 1,100円

（注1）Wカードからキャッシュカード・ローンカードへの作り替えの場合は、無料です。



5. 法人インターネットバンキング手数料

インターネットバンキング利用手数料（月額基本手数料）

種 別	手数料
スタンダードサービス（照会・振込サービス）	1,100円
フルサービス（照会・振込サービス＋データ伝送サービス）	3,300円

IB 振込手数料

種 別	組 合 員	一 般
他 行 宛	5 万 円 未 満	385円
	5 万 円 以 上	385 円 605 円
本 支 店	5 万 円 未 満	110円
	5 万 円 以 上	110 円 330 円
同 一 店 内	5 万 円 未 満	無料
	5 万 円 以 上	無料

IB データ伝送手数料（組合員のみ）

種 別		組 合 員
総 合 振 込	他 行 宛	5 万 円 未 満 220円
		5 万 円 以 上 330円
	本 支 店	5 万 円 未 満 無料
		5 万 円 以 上 110円
	同 一 店 内	5 万 円 未 満 無料
		5 万 円 以 上 無料
給 与 ・ 賞 与	他 行 宛	5 万 円 未 満 110円
		5 万 円 以 上 220円
	本 支 店	5 万 円 未 満 無料
		5 万 円 以 上 無料
	同 一 店 内	5 万 円 未 満 無料
		5 万 円 以 上 無料

■ 主要な事業の内容

- A. 預金業務
 - (イ) 預 金・定期積金
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
 - (ロ) 譲渡性預金
取扱っておりません。
- B. 貸出業務
 - (イ) 貸 付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
 - (ロ) 手形の割引
商業手形の割引を取扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務
取扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- F. 外国為替業務
取扱っておりません。
- G. 社債受託及び登録業務
取扱っておりません。
- H. 金融先物取引等の受託等業務
取扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - (イ) 債務の保証業務
 - (ロ) 有価証券の貸付業務
 - (ハ) 国債等の引受け（売り出しの目的をもってするものを除く）
 - (ニ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理業務
 - (c) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理業務
 - (d) 独立行政法人住宅金融支援機構
 - (ホ) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱
 - (ヘ) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (ト) 両替
 - (チ) でんさいサービス

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等は、上記の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等に基づき作成しております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月25日

佐賀東信用組合 理事長 芹田 泉

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和5年度末		令和6年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	20,762	34,186	21,317	37,446
	他の金融機関から	34,533	38,350	35,365	38,484
代金取立	他の金融機関向け	2	6	2	6
	他の金融機関から	—	—	—	—

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数（A）					経 営 改 善 支 援 取 組 み 率	ランクアップ率	再 生 計 画 策 定 率
うち経営改善支援取組み先（α）							
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数（β）	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先（γ）	α の うち 再 生 計 画 を 策 定 し た 先 数（δ）			
193	9	0	8	8	(α／A) 4.66%	(β／α) 0.00%	(δ／α) 88.88%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は令和6年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。
 5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

平成25年3月末で中小企業金融円滑化法が終了致しましたが、貸付条件や円滑な資金供給等の支援策は同法終了後も変わりなく、組合の経営理念・経営方針に則り、外部団体等と緊密な連携・協力を行い、お客様のライフステージに応じたコンサルティング機能を発揮するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」を誠実に遵守し、最も身近で頼れる相談相手として全役職員が一体となり取組む方針です。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

担当部署を事業性評価推進室とし、各部との連携により中小企業経営支援に対する方針や施策について態勢を整備し、その方針や施策を全役職員へ周知徹底しております。

営業店役席者の定期訪問を実施し、お客様の業況や問題点の把握に努め必要な支援を実施してまいります。

他金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会との連携・協力を努めるとともに、職員のコンサルティング能力向上の為に外部団体が主催する研修に積極的に参加しております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

地域経済の活性化や健全な発展のため、経営支援や成長分野の育成に対して日常的・継続的な取引関係を通じて、お客様のライフステージに応じた資金需要やサービスの提供について全役職員一体となり取組んでおります。

創業・新規事業開拓の支援

独立創業・新規事業に関する融資取組として県制度融資である「さが創生貸付」などの活用を通じて支援を行っております。

経営革新等支援機関として地域需要創造型等起業・創業促進事業に係る創業補助金申請時の事業計画書策定支援を行っております。

成長段階における支援

事業価値の見極め、目利き能力向上のため役職員を上部団体主催の研修に派遣し、人材育成に努めております。

担保・保証に過度に依存しない融資を行うため、ABL等の積極的活用や、信用保証制度の活用等により資金ニーズに適切に取組んでおります。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

他金融機関、外部団体・専門家等と連携・協力を行うとともに、役職員の目利き能力の向上に努め、お客様のライフステージに応じた最適なソリューションの提案を行い積極的に経営改善・事業再生に取組んでおります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

なお、本取組方針につきましては当組合ホームページにも記載しております。 https://www.toshin.shinkumi.jp/index/keieisha_hosyo.pdf

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	199件	205件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.72%	38.60%
保証契約を解除した件数	3件	19件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

地域の活性化に関する取組状況

地域とのふれあいを大切にし、有益な情報提供等により、地域のお客様の発展に寄与します。

●金融仲介機能のベンチマークに関する開示

■取引先企業の経営改善や成長性力の強化

・共通ベンチマーク1

金融機関がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業指数の増加がみられた先数、及び、同先に対する融資額の推移（先数単体ベース）
(令和7年3月31日現在：比較対象期間 直近決算 ⇄ 前期決算)

メイン先数	323先	メイン先の融資残高	150億円
うち経営指数や就労者数が改善した先	110先	メイン先で経営指数や就労者数が改善した先の融資残高	73億円

定義 メイン先数：当組合の融資残高が最も多い先数
 経営指数の改善：①売上高、②営業利益率が改善した先をカウント

■取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

・共通ベンチマーク2

金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善の進捗状況（先数単体ベース）
(令和7年3月31日現在)

中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
	44先	0先	21先	23先

定義 好調先：計画比120%以上
 順調先：計画比80%以上～120%未満
 不調先：計画比80%未満

・共通ベンチマーク3

金融機関が関与した創業、第二創業の件数（先数グループベース）
(令和6年4月～令和7年3月迄の1年間の実績)

当組合が関与した創業件数	3先
当組合が関与した第二創業件数	0先

定義 創 業：①計画の策定支援、②融資、③政府系機関や支援機関への紹介、④ベンチャー企業の助成、融資、投資等
 第二創業：①後継者等が新規事業開始、②譲渡（継承）し新規事業開始、③事業再生で業種を変更し再建等

・共通ベンチマーク4

ライフステージ別の与信先数、及び、融資額（先数単体ベース）
(令和7年3月31日現在)

	合 計	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	601先	66先	87先	353先	43先	52先
ライフステージ別の融資残高	244億円	26億円	44億円	132億円	17億円	22億円

定義 創業期：過去5期のうち創業、第二創業している先
 ○成長期、安定期、低迷期は売上高平均で直近2期と過去5期で対比
成長期：120%超
安定期：80%～120%未満
低迷期：80%未満
再生期：貸付条件の変更先

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況・令和7年6月現在）

地区一覧

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 店	〒840-0804 佐賀市神野東2丁目3番1号	0952-30-2121	1台
神 埼 支 店	〒842-0001 神崎市神埼町神埼375番地1	0952-52-2141	1台
神埼支店中原出張所	〒842-0001 神崎市神埼町神埼375番地1	0952-52-2141	—
小 城 支 店	〒845-0001 小城市小城町273番地5	0952-73-2251	1台
小城支店牛津出張所	〒845-0001 小城市小城町273番地5	0952-73-2251	—
諸 富 支 店	〒840-2105 佐賀市諸富町大字諸富津141番地16	0952-47-3511	1台
鳥 栖 支 店	〒841-0037 鳥栖市本町1丁目947番地5	0942-83-3667	1台
県 庁 支 店	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号	0952-23-6890	—

佐賀市 神崎市 鳥栖市
小城市 多久市 神埼郡
三養基郡
杵島郡江北町大字惣領分
佐賀県職員（退職者含む）、
佐賀県職員労働組合とその職
員、佐賀県の外郭団体等及び
その職員は佐賀県一円

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	1	30. その他業務収益の内訳	12	58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	14
【概況・組織】		31. 経費の内訳	8	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
1. 事業方針	1	32. 総資産経常利益率*	10	(2) 危険債権	
2. 事業の組織*	1	33. 総資産当期純利益率*	10	(3) 三月以上延滞債権	
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	1	【預金に関する指標】		(4) 貸出条件緩和債権	
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	29	34. 預金種目別平均残高*	12	(5) 正常債権	
5. 自動機器設置状況	29	35. 預金者別預金残高	12	59. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)*	9
6. 地区一覧	29	36. 財形貯蓄残高	12	60. 有価証券、金銭の信託等の評価*	10,11
7. 組合員数	1	37. 職員1人当り預金残高	12	61. 外貨建資産残高	25
8. 子会社の状況	25	38. 1店舗当り預金残高	12	62. オフバランス取引の状況	10
【主要事業内容】		39. 定期預金種類別残高*	12	63. 先物取引の時価情報	10
9. 主要な事業の内容*	26	【貸出金等に関する指標】		64. オプション取引の時価情報	取扱いなし
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	40. 貸出金種類別平均残高*	12	65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
【業務に関する事項】		41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	13	66. 貸出金償却の額*	13
11. 事業の概況*	2	42. 貸出金利区分別残高*	13	67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	27
12. 経常収益*	8	43. 貸出金使途別残高*	13	68. 会計監査人による監査*	27
13. 業務純益等*	8	44. 貸出金業種別残高・構成比*	13	【その他の業務】	
14. 経常利益(損失)*	8	45. 預貸率(期末・期中平均)*	10	69. 内国為替取扱実績	27
15. 当期純利益(損失)*	8	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	13	70. 外国為替取扱実績	25
16. 出資総額、出資総口数*	8	47. 代理貸付残高の内訳	25	71. 公共債窃取実績	25
17. 純資産額*	8	48. 職員1人当り貸出金残高	12	72. 公共債引受額	25
18. 総資産額*	8	49. 1店舗当り貸出金残高	12	73. 手数料一覧	25,26
19. 預金積金残高*	8	【有価証券に関する指標】		【その他】	
20. 貸出金残高*	8	50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	74. トピックス	24
21. 有価証券残高*	8	51. 有価証券の種類別平均残高*	12	75. 沿革・歩み	1
22. 単体自己資本比率*	8	52. 有価証券種類別残存期間別残高*	13	76. 総代会について	2,3
23. 出資配当金*	8	53. 預証率(期末・期中平均)*	10	77. 報酬体系について	15
24. 職員数*	8	【経営管理体制に関する事項】		【地域貢献に関する事項】	
【主要業務に関する指標】		54. 法令遵守の体制*	14	78. 地域貢献	23
25. 業務粗利益および業務粗利益率*	7	55. リスク管理体制*	15,16	79. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	27,28
26. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支*	7	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	15	80. 顧客満足度アンケートの報告	24
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	8	資料編	17-23	81. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	28
28. 受取利息、支払利息の増減*	8	【財産の状況】			
29. 役務取引の状況	8	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	4,5,6,7		



〒 840-0804 佐賀県佐賀市神野東 2 丁目 3 番 1 号

TEL : 0952-30-2121 FAX : 0952-30-2130

<https://www.toshin.shinkumi.jp/>